

八幡市文化センター申告会場

(3階・相談時間＝午前9時30分～午後4時)

月	日	曜日	申告の種類	対応者
2月	16	水	公的年金所得者申告 還付申告 住宅借入金等特別控除申告 不動産所得申告 事業(営業)所得申告	税務署職員 税理士 府職員 市職員
	17	木		
	18	金		
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木		
	25	金		
3月	28	月	2月28日以降は、市職員のみ対応となりますので、 相談・受け付けできる申告の種類が限られます。	市職員
	1	火		
	2	水		
	3	木		
	4	金		
	7	月		
	8	火		
	9	水		
3月	10	木	公的年金所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は市役所1階の 市民税課(5番窓口)でも受け付 けします。	市職員
	11	金		
	14	月		
	15	火		

※混雑の状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。
 また、正午から午後1時までの昼食時間帯は休憩させていただきますのであらかじめご了承ください。
 ※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません。

申告期間は
2月16日(水)から
3月15日(火)まで

住民税・所得税 申告会場を開設

税の申告会場を2月16日(水)から3月15日(火)まで、市文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。

税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 市民税課

住民税の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)へ。
 住民税の申告が必要な人は平成23年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成22年中に所得(収入)があった人
 ▼平成22年中(1月1日)～12月31日)の所得金額の多少に関わらず、事業専従者控除を受けようとする人
 ▼公的年金収入だけの人で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人
 ▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人

る人
 ◎申告に必要なもの
 〈申告書に添付〉
 ▼雑損控除を受けるとき
 ▼医療費控除を受けるとき
 ▼医療機関からの領収書
 ▼給与所得者で勤務先から「給与支払報告書」の提出がなかった人
 ▼源泉徴収票
 ▼国民年金に加入している人
 ▼平成22年中に支払った保険料の控除証明書
 ▼生命保険料、地震保険料控除証明書
 〈申告に持参〉
 ▼国民健康保険に加入している人は平成22年中に支払った領収書提示もしくは、その額を申告してください
 ▼印かん
 ▼住民税の申告が不要な人
 ▼所得税の確定申告を提出している人
 ▼収入が給与のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人
 ▼年金受給者で納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人
 ▼事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人

所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署

扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。
 ※平成22年中に所得の無かった人や扶養されている人でも、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は申告が必要です。

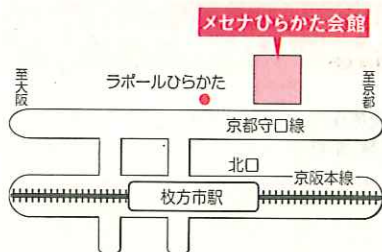
所得税の申告は、市文化センターの申告会場または税務署の確定申告会場へ。
 所得税の申告が必要な人は年金所得者・事業所得者等
 ▼年金受給者で納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人
 ▼事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人

住宅バリアフリー改修工事で減額 固定資産税額の3分の1相当

住宅のバリアフリー改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額の3分の1相当額を減額します。
 【減額される要件】
 ▼次の①②③のいずれかの人が居住する平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
 ①65歳以上の人(改修工事が完了した年の翌年の1月1日現在)
 ②要介護認定または要支援認定を受けている人
 ③障がいのある人
 ▼平成25年3月31日までに次の①②③の工事を行った住宅で、補助金等を除く自己負担額が30万円以上であること。
 ①廊下の拡幅
 ②階段のこすり配の緩和
 ③浴室の改良

④トイレの改修
 ⑤手すりの取り付け
 ⑥床の段差の解消
 ⑦引き戸への取り替え
 ⑧床表面の滑り止め
 【減額の期間と範囲】
 改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(100㎡相当分までに限る)の3分の1を減額
 【手続き】
 改修工事が完了後3カ月以内に、工事明細書や工事個所の写真等の工事費用・内容がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付し申請してください。
 ※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けておられる人は適用されません。
 【「バリアフリー改修」と「熱損失防止改修」を同時に実施し、その改修が減額の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます。それぞれ申請が必要。他にも「耐震改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が軽減されます。
 ◆問い合わせ 資産税課

与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
 ▼給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人
 ▼家事使用人や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税を源泉徴収されない人
 ▼同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人
 ▼火災などの災害による被害を受けたために平成22年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人
 ▼退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出のため、20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人
 類等を添付し申請してください。
 ※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けておられる人は適用されません。
 【「バリアフリー改修」と「熱損失防止改修」を同時に実施し、その改修が減額の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます。それぞれ申請が必要。他にも「耐震改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が軽減されます。
 ◆問い合わせ 資産税課



還付申告センターをご利用ください

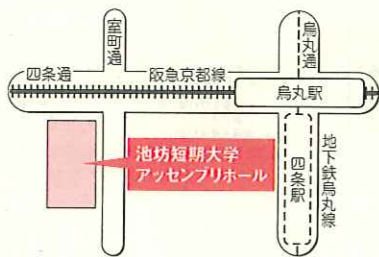
還付申告をされる人の利便を図るため、還付申告センターが開設されます。会場では、税理士による相談を実施します。※年末調整済の給与所得者が対象です。住宅の買い換え等、

確定申告期間内に2回 広域センターを開設

2月20日、27日の日曜日、税務署員による確定申告の受け付けを行う広域センターを

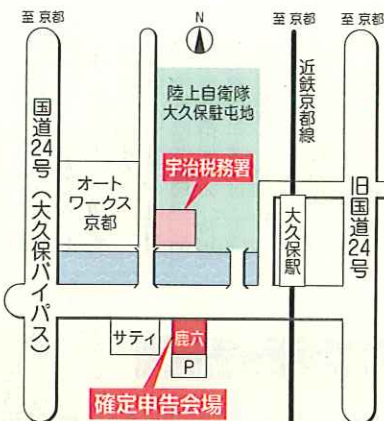
開設します。■四条烏丸会場 池坊短期大学・美心館地階アセンブリ

ホール(地下鉄「四条駅」または阪急「烏丸駅」、26番出口より西へ徒歩2分)◇開設時間 午前9時から午後5時まで



枚方会場、四条烏丸会場とも、混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります。また四条烏丸会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

譲渡所得などの申告は 税務署確定申告会場へ



宇治税務署の確定申告会場は 税務署向かいの「鹿六」4階

※駐車場に限りがありますので、電車やバスなどの公共交通機関をご利用ください。

宇治税務署の確定申告会場は税務署向かいの「鹿六」4階です。会場の開設期間中は、税務署庁舎内には確定申告会場を設けていません。作成済みの申告書等の受け付け、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。◇開設期間 2月1日(火)から3月15日(火)まで ※土・日・祝日は開設しません。◇開設時間 午前9時から午後5時まで(会場の都合により、なるべく午後4時ごろまでにお越しください) ◇問い合わせ 宇治税務署

土地や建物、株式などの「譲渡所得」の申告は、直接、宇治税務署の確定申告会場へお越しください。 ※市文化センターの会場では受け付けをしません。

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間のすべての所得から所得控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除等)を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

詳しくは、宇治税務署へお問い合わせください。

◆宇治税務署 ☎0774-44-4141

安全 確実 便利

な口座振替

※市税の納付
口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。◇口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。なお、



※保険料の支払い

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

平成23年4月24日執行予定 市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

八幡市選挙管理委員会では、平成23年4月24日執行予定の「八幡市議会議員一般選挙」の立候補予定者説明会を開催します。説明会では、選挙運動用のポスターや自動車の選挙公営などについての資料の説明をはじめ、立候補に必要な書類の交付を行います。

◇日時 3月11日(金) 午前10時開会
◇場所 分庁舎2階会議室(市役所南側)
◇問い合わせ 八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983・2115(直通)

傍聴希望は福祉総務課へ

福祉有償運送運営協議会

市は福祉有償運送運営協議会の会談を開催します。傍聴を希望する人は2月7日(月)までに福祉総務課へ申し込んでください。

◇日時 2月14日(月) 午後2時から
◇場所 市文化センター2階会議室2
◇定員 5人(先着順)
◇問い合わせ 福祉総務課